

Health and Welfare Department

岩屋孝彦 (Takahiko Iwaya)

水戸部英貴 (Hideki Mitobe)

患者の権利法、下院を通過 ブッシュ大統領・ノーウッド下院議員、修正案で合意

患者の権利法案については、先日（7月31日）、下院における審議が先送りになる見込みであることをお伝えしたばかりであるが、8月1日、下院民主党員が支持する「患者の権利法案」の共同提出者であるノーウッド下院議員（共和党）とブッシュ大統領の間で同法の修正案に関する合意が成立し、急転直下、昨日（2日）の下院本会議で「患者の権利法（ノーウッド修正案）」が226票対203票で可決された。

今回のアメリカレポートでは、本法に関し、ブッシュ大統領とノーウッド下院議員の間で合意に達した修正箇所を中心にレポートする。^{1・2}

1. 訴訟権の範囲

既報どおり、ブッシュ大統領は、上院で成立した患者の権利法（下院に提出されていた修正前のノーウッド法案もこれに準じている。）について、これが今の姿のまま大統領に送付されれば拒否権を発動する旨発言していたが、大統領がもっとも反対していたのは、同法により付与される訴訟権の範囲であった。したがって、大統領とノーウッド議員の間で行われた議論もこの論点に集中している。

この点に関し、両者の間で合意に達した修正点は以下のとおりである。

（1）管轄裁判所

修正前の法案では、患者は、医療行為の必要性の是非については州の裁判所、保険

¹ 同法の原案は、先だって上院を通過した「患者の権利法」と一対で、ほぼ同じ内容となっているので、他の条項については、アメリカレポート Volume 5, No. 18 を参照されたい。

² 合意に到った修正案には、後述した条項に加え、Medical Saving Accounts(医療費貯蓄口座)の拡大についての条項も加えられた。

給付の是非については連邦裁判所に訴えられるものとされていた。ブッシュ大統領とノーウッド下院議員の間で合意された修正では、「雇用主に対する訴訟は連邦裁判所に限るが、保険会社に対する訴訟は州の裁判所でも可能」とした上で、州の裁判所で患者の権利法に関する裁判が行われる場合には、州裁判は、「連邦法により定められた基準（Federal Rule）」に基づき裁判を行うものとしている。ここでいう Federal Rule は、後述する賠償額の範囲などを定めた修正条項そのものであり、これは全国五十州に適用される。これにより、例えば、州法による患者の権利法が後述する賠償額を超える賠償額を保障する場合であっても、各州裁判は Federal Rule の定めた賠償額の上限に従うこととなる。

したがって、仮に下院の法律が上下院合同会議を通過し、大統領の署名のもとに制定された場合、現在、Texas 州などで保障されている患者の訴訟権は、この Federal Rule によって覆されることとなる。また、同修正は合同訴訟（Class Actions）を制限しているので、現在、連邦控訴裁判所に提出されている 24 件の患者の権利法に関する合同訴訟は軌道修正する必要に迫られるとの見方が強い。

この修正に対しては、「連邦法の州法に対する優越」であり、違憲ではないか、という反論が起こっている。

（２）第三者機関の判断

第三者機関による給付判断の審査に関し、「第三者機関が保険会社の主張を支持した場合であっても、患者は、同機関の判断を不服として、裁判所に訴訟を起こせる。」という合意がなされた。この合意により、患者は、原案同様、第三者機関の判断に関わらず、保険会社に対して訴訟を起こすことが可能になった。しかしながら、今回の修正ではこれと同時に、「第三者機関が保険会社の主張を支持した場合、この（第三者機関の）判断は熟慮した上で下されていると仮定される。」という条項が加えられているため、患者が保険会社の判断を反証することは理論的には可能であるものの、実際には、第三者機関の判断を覆し、勝訴することは非常に困難と指摘されている。

一方で、逆に第三者機関が患者の判断を支持した場合には、このような推定規定がないため、この修正は保険会社に不当に有利であり、不公平であるとの批判がなされている。

（３）賠償額

原案では、上院の権利法と同じく、州裁判所の場合は各州法に従い、連邦裁判所の場合は実損額と苦痛に対する慰謝料は上限なし、懲罰的損害賠償の上限は 500 万ドルとされていた。

一方、ブッシュ大統領が支持していた下院の「フレッチャー案」では、実損額は上限なしとする一方、苦痛に対する慰謝料は上限 50 万ドル、懲罰的損害賠償の請求は認めないとされていた。

これらを踏まえ、今回の修正では、管轄裁判所を問わず、実損額は上限なし、苦痛に対する慰謝料（経済的損失を除いて）は上限 150 万ドル、保険会社が第三者機関の判断に従わない場合に支払われる懲罰的損害賠償は上限 150 万ドルという範囲が設定された。

2. 今後の見通し

大胆な修正案を数日で合意に持ち込み、「患者の権利法案」を下院において通過させたことは、ブッシュ大統領にとっては政治的に大きな得点となった。今回の修正案成立により、今後の政局は民主党よりブッシュ大統領の方に有利になるとの見方が強い。患者の権利法を超党派で成立させるということに成功したブッシュ大統領とは反対に、仮に民主党が今回の修正案を真っ向から反対したら、数日まえの政局とは逆に、民主党が「患者の権利法を潰した張本人」に仕立てられてしまう可能性がある。

一方、今回の修正案合意は「ノーウッド下院議員の裏切り行為」によって達成されたという不快感が民主党内には強くあり、両党が簡単に歩みよるとは考えにくい。今後、夏期休暇をはさんだ9月以降に上下各院案のすり合わせが上下合同会議において行われる予定であるが、同合同会議において「患者の権利法」が成立するか否かは未だ不透明である。